

鎌倉市議会

9月定例会議案集

(その1)

平成24年

目 次

議案第 23 号	平成24年度鎌倉市一般会計補正予算に関する専決処分の承認 について	1
議案第 24 号	市道路線の廃止について	5
議案第 25 号	市道路線の認定について	12
議案第 26 号	工事請負契約の締結について	23
議案第 27 号	不動産の取得について	27
議案第 28 号	緑地管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の 額の決定について	31
議案第 29 号	緑地管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の 額の決定について	32
議案第 30 号	市有地管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償 の額の決定について	33
議案第 31 号	平成23年度鎌倉市一般会計歳入歳出決算の認定について	34
議案第 32 号	平成23年度鎌倉市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に ついて	34
議案第 33 号	平成23年度鎌倉都市計画事業大船駅東口市街地再開発事業特 別会計歳入歳出決算の認定について	34
議案第 34 号	平成23年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の 認定について	34
議案第 35 号	平成23年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決 算の認定について	34
議案第 36 号	平成23年度鎌倉市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定 について	34
議案第 37 号	平成23年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算 の認定について	34
議案第 38 号	鎌倉市公共施設再編計画策定委員会条例の制定について	35
議案第 39 号	鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン策定委員会条例の制 定について	37
議案第 40 号	鎌倉市名誉市民条例等の一部を改正する条例の制定について	39
議案第 41 号	鎌倉市暴力団排除条例の一部を改正する条例の制定について	43
議案第 42 号	鎌倉市障害児活動支援センター条例の一部を改正する条例の 制定について	45
議案第 43 号	鎌倉市子ども会館条例の一部を改正する条例の制定について	48
議案第 44 号	鎌倉市子どもの家条例の一部を改正する条例の制定について	50

議案第 45 号	鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例の一部 を改正する条例の制定について……………	52
議案第 46 号	鎌倉市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条 例の一部を改正する条例の制定について……………	56
議案第 47 号	平成24年度鎌倉市一般会計補正予算（第 4 号）……………	58
議案第 48 号	平成24年度鎌倉市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）……………	61
議案第 49 号	平成24年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計補正予算 （第 2 号）……………	64
議案第 50 号	平成24年度鎌倉市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）……………	67
報告第 6 号	交通事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る 専決処分の報告について……………	70
報告第 7 号	道路管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の 額の決定に係る専決処分の報告について……………	71
報告第 8 号	道路管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の 額の決定に係る専決処分の報告について……………	72
報告第 9 号	継続費の精算報告について……………	73
報告第 10 号	平成23年度決算に基づく健全化判断比率の報告について……………	75
報告第 11 号	平成23年度決算に基づく資金不足比率の報告について……………	76

議案第 23 号

平成24年度鎌倉市一般会計補正予算に関する
専決処分の承認について

次の平成24年度鎌倉市一般会計予算の補正については、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないと認め、平成24年8月17日に専決処分した。

よって、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成24年9月5日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

平成24年度鎌倉市一般会計
補正予算（第3号）

平成24年度鎌倉市一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ115,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54,845,800千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
80 繰越金		600,000千円	115,000千円	715,000千円
	5 繰越金	600,000	115,000	715,000
歳 入	合 計	54,730,800	115,000	54,845,800

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
10 総務費		6,328,034円	115,000円	6,443,034円
	5 総務管理費	5,030,046	115,000	5,145,046
歳 出 合 計		54,730,800	115,000	54,845,800

議案第 24 号

市道路線の廃止について

次のとおり、市道の路線を廃止するものとする。

平成24年 9 月 5 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

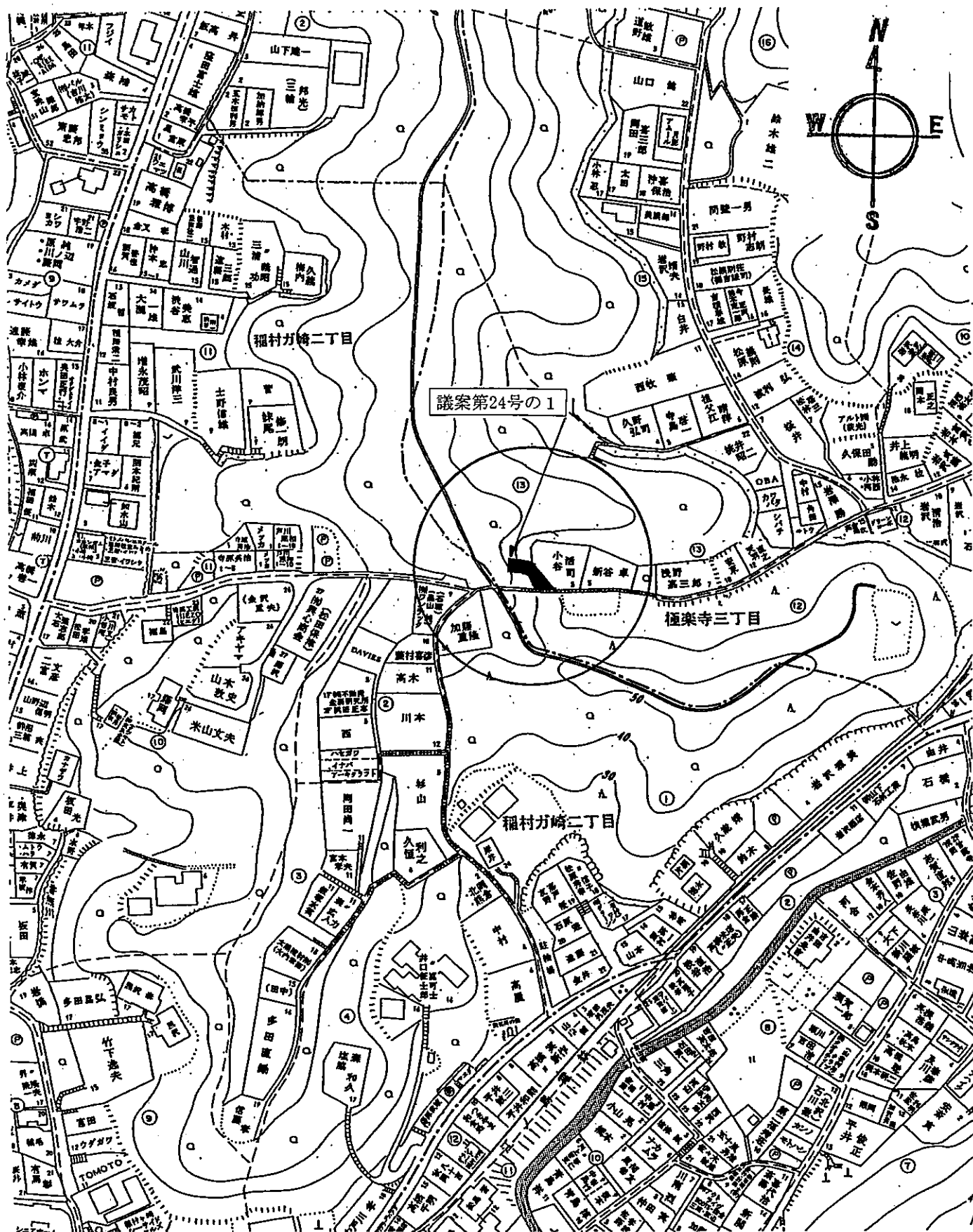
廃止市道路線

議案 枝番	起 点		終 点		幅 員 m	延 長 m	面 積 ㎡	図面 番号
	町名又は 字 名	地 番	町名又は 字 名	地 番				
1	極 楽 寺 三 丁 目	363番 1	極 楽 寺 三 丁 目	364番	1.82～ 2.14	8.49	15.50	2
2	稲村ガ崎 三 丁 目	561番229	稲村ガ崎 三 丁 目	561番55	5.01～ 8.38	28.90	238.72	3
3	城 廻 字 城 宿	384番 28	城 廻 字 城 宿	384番23	1.19～ 1.34	24.45	30.72	4

案内図

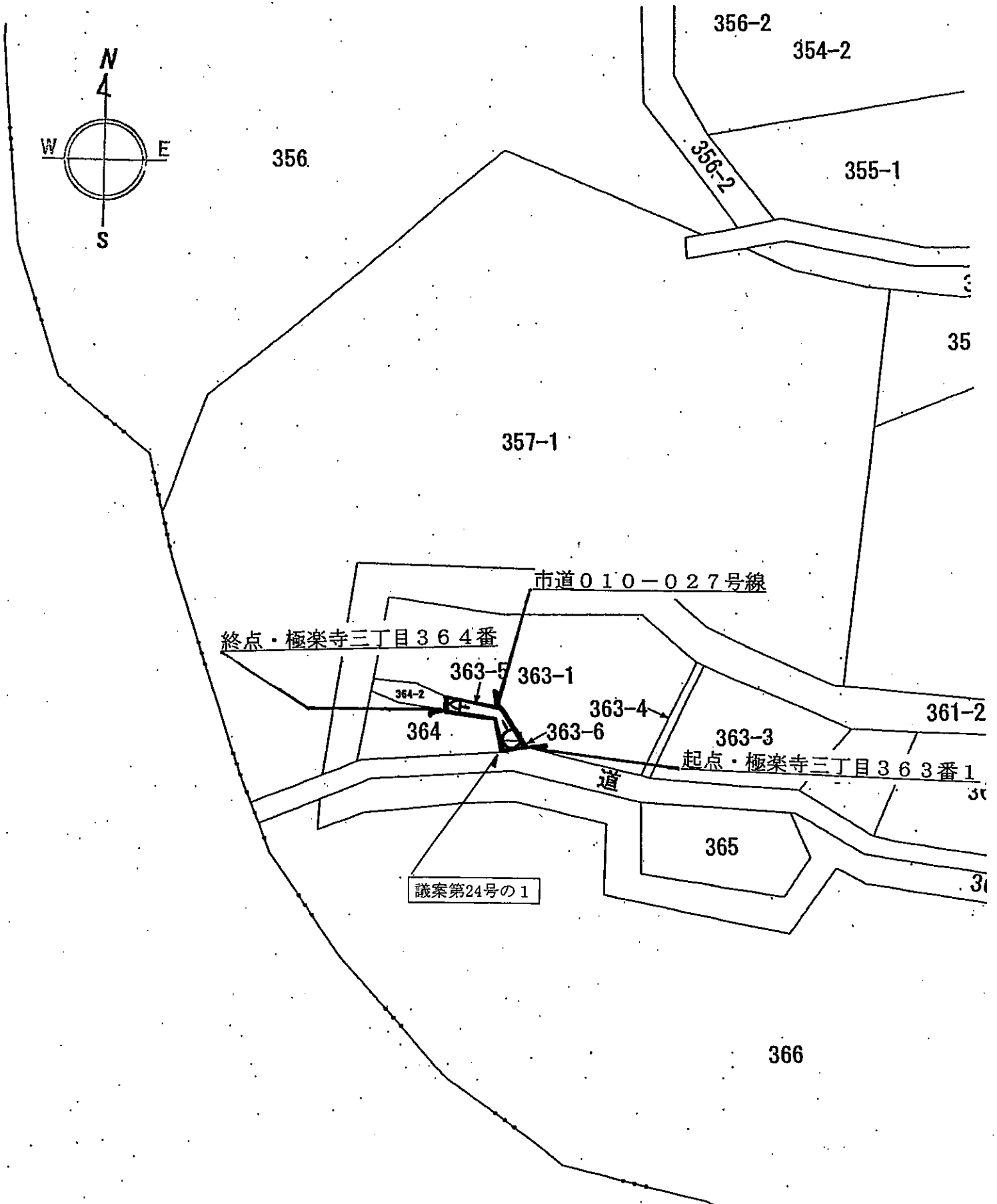
図面番号 2

凡例 廃止箇所



公図写

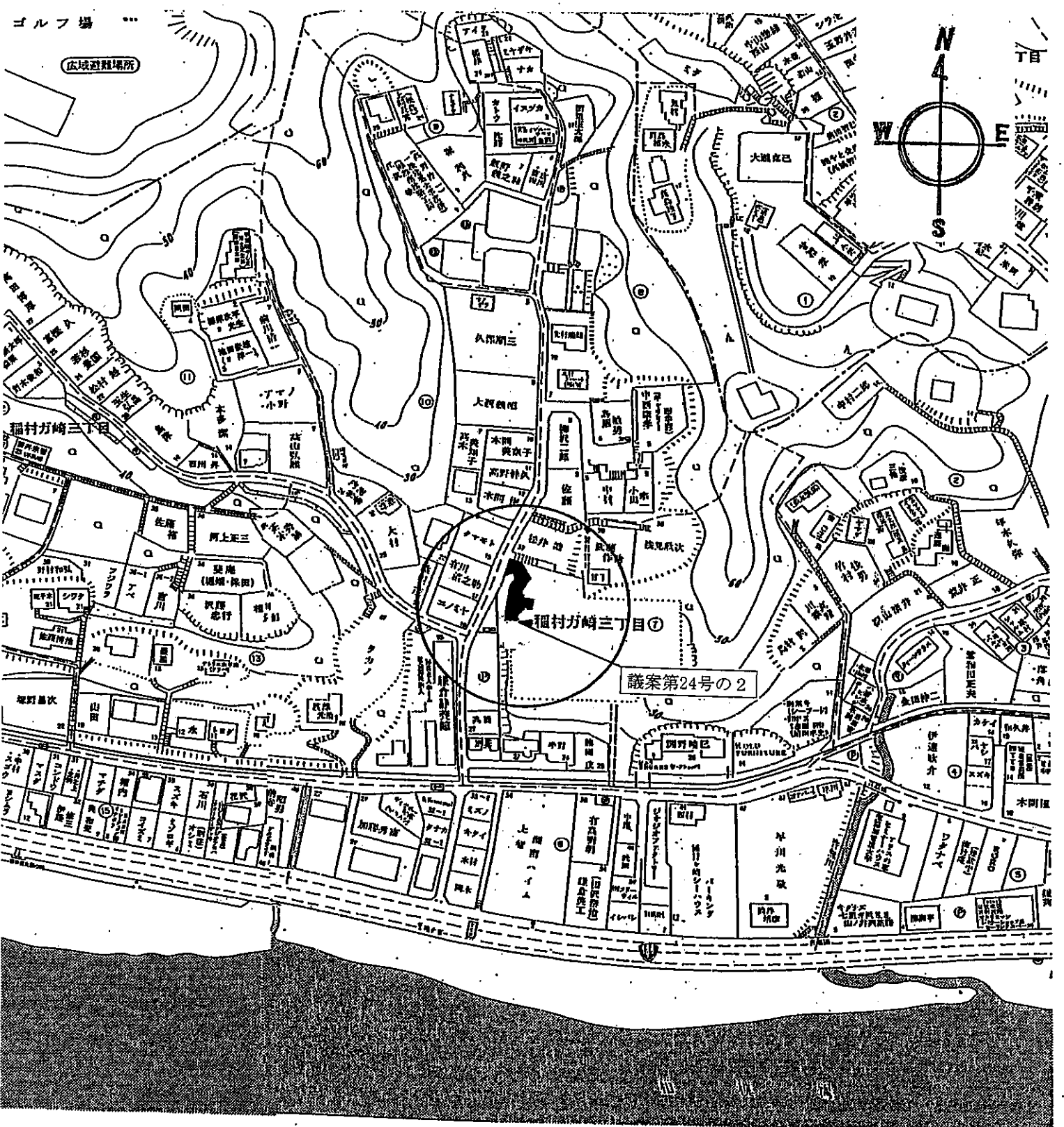
図面番号 2



案内図

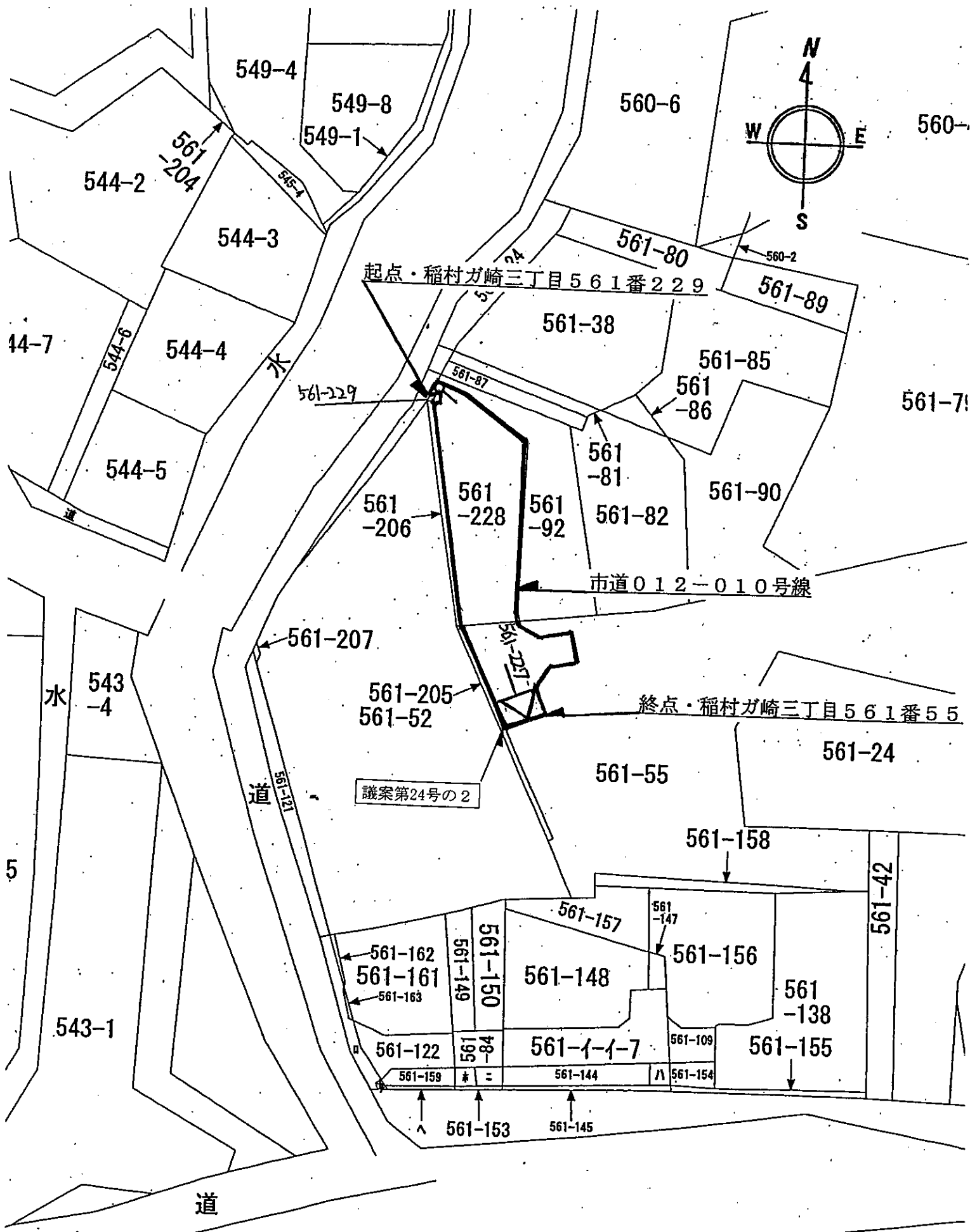
凡例 廃止箇所

図面番号 3



公図写

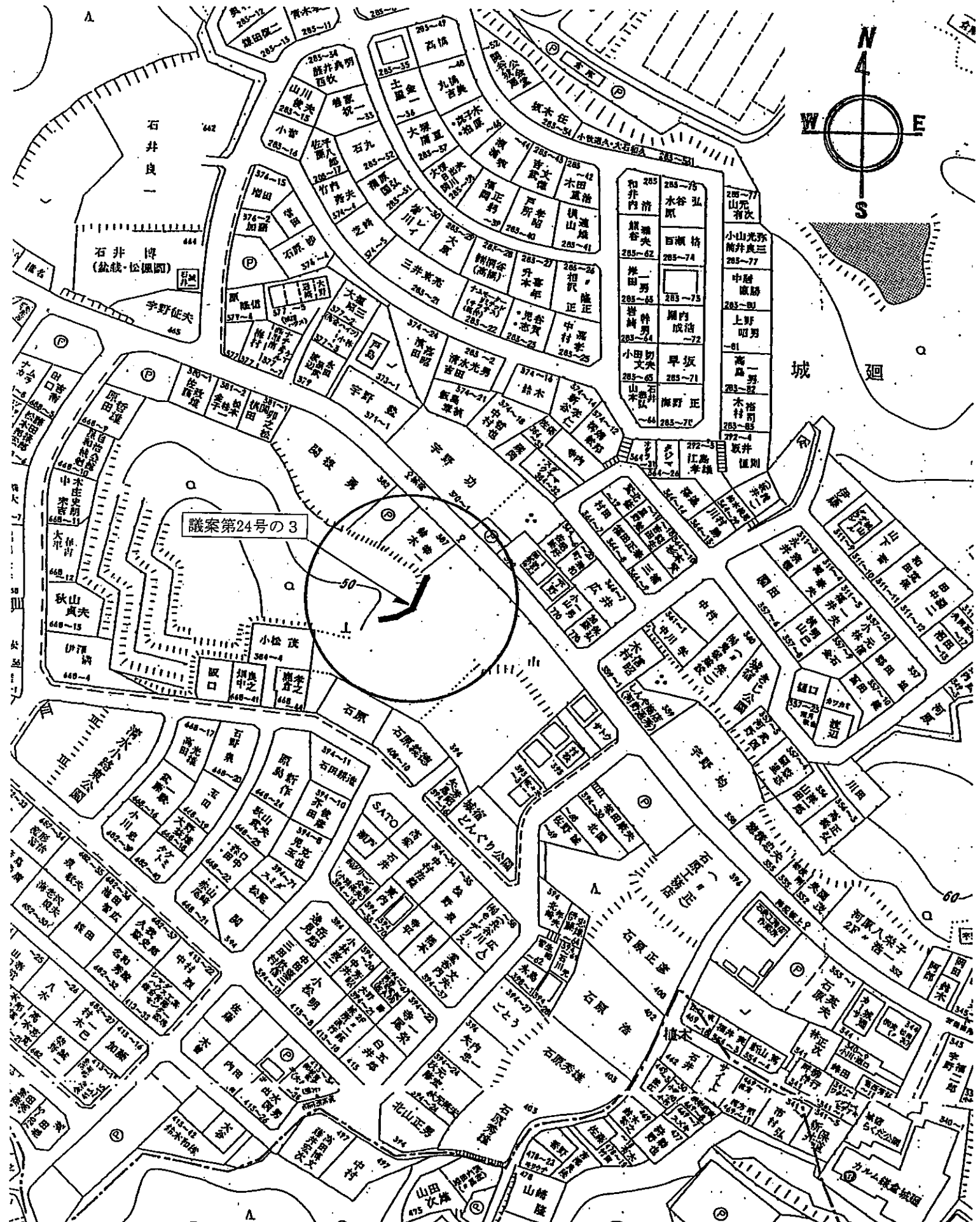
図面番号 3



案内図

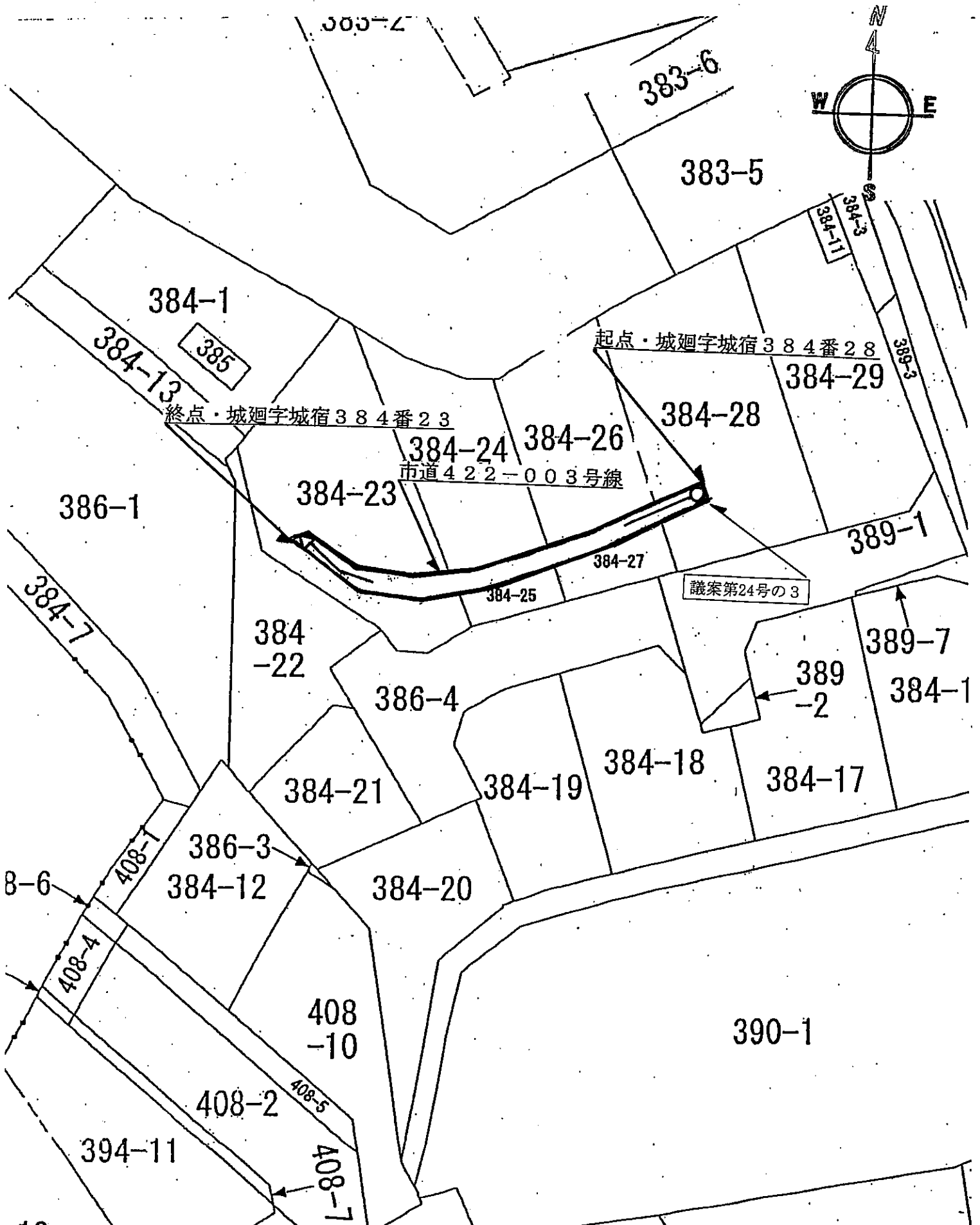
凡例  廃止箇所

図面番号 4



公図写

図面番号 4



議案第 25 号

市道路線の認定について

次のとおり、市道の路線を認定するものとする。

平成24年 9 月 5 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

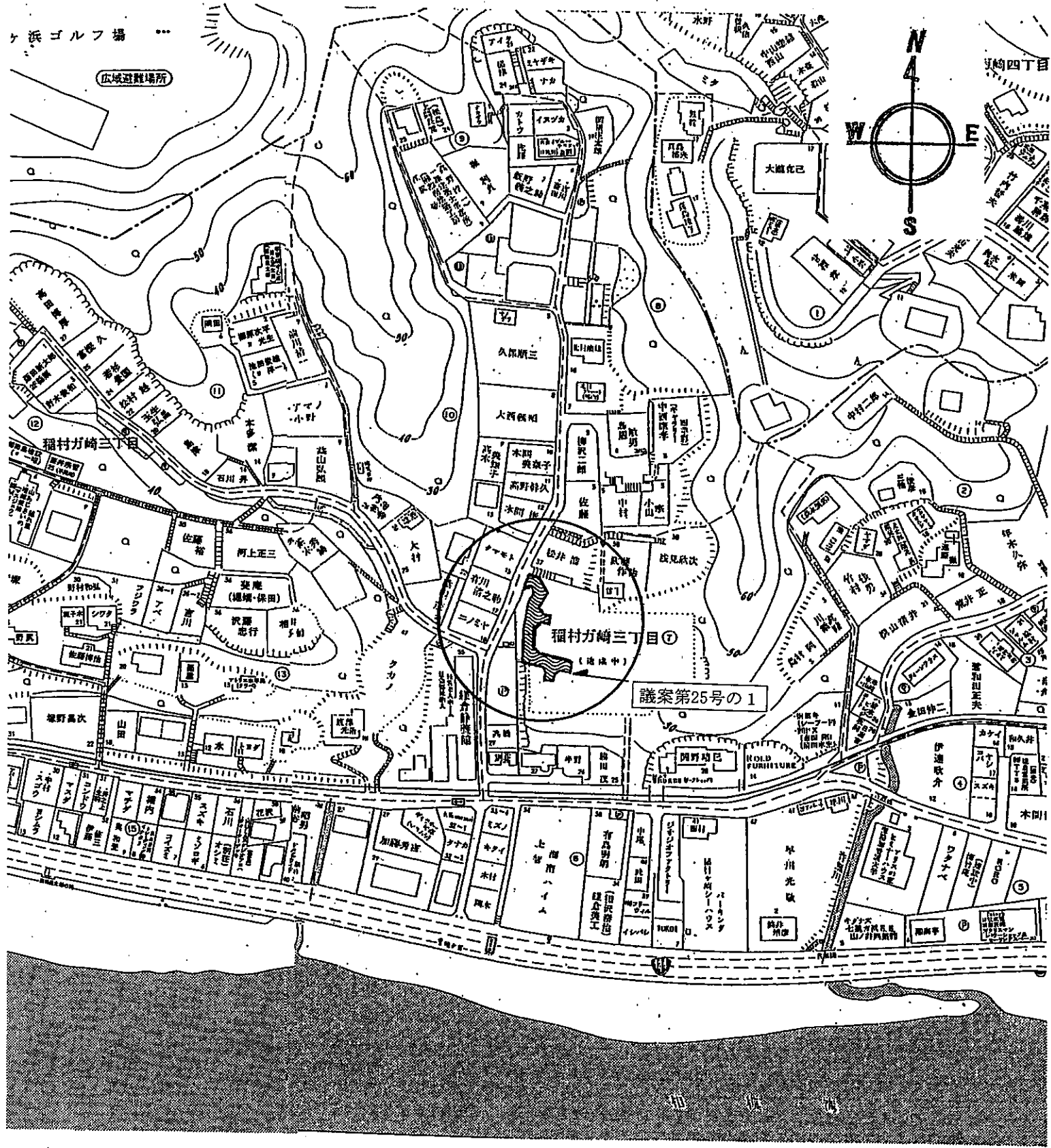
認定市道路線

議案 枝番	起 点		終 点		幅 員 m	延 長 m	面 積 ㎡	図面 番号
	町名又は 字 名	地 番	町名又は 字 名	地 番				
1	稲村ガ崎 三丁目	561番229	稲村ガ崎 三丁目	561番55	5.00～ 8.38	60.78	484.81	4
2	手 広 四丁目	1438番 4	手 広 四丁目	1434番 2	4.51～ 7.64	50.91	237.16	5
3	城 廻 字 城 宿	384番 29	城 廻 字 城 宿	384番21	5.00～ 9.28	45.30	314.73	6
4	岡 本 字 耕 地	1077番 20	岡 本 字 耕 地	1077番12	4.00～ 7.38	78.24	329.46	7
5	小 袋 谷 二丁目	299番 2	小 袋 谷 二丁目	299番 3	5.00～ 10.11	84.09	444.35	8

案内図

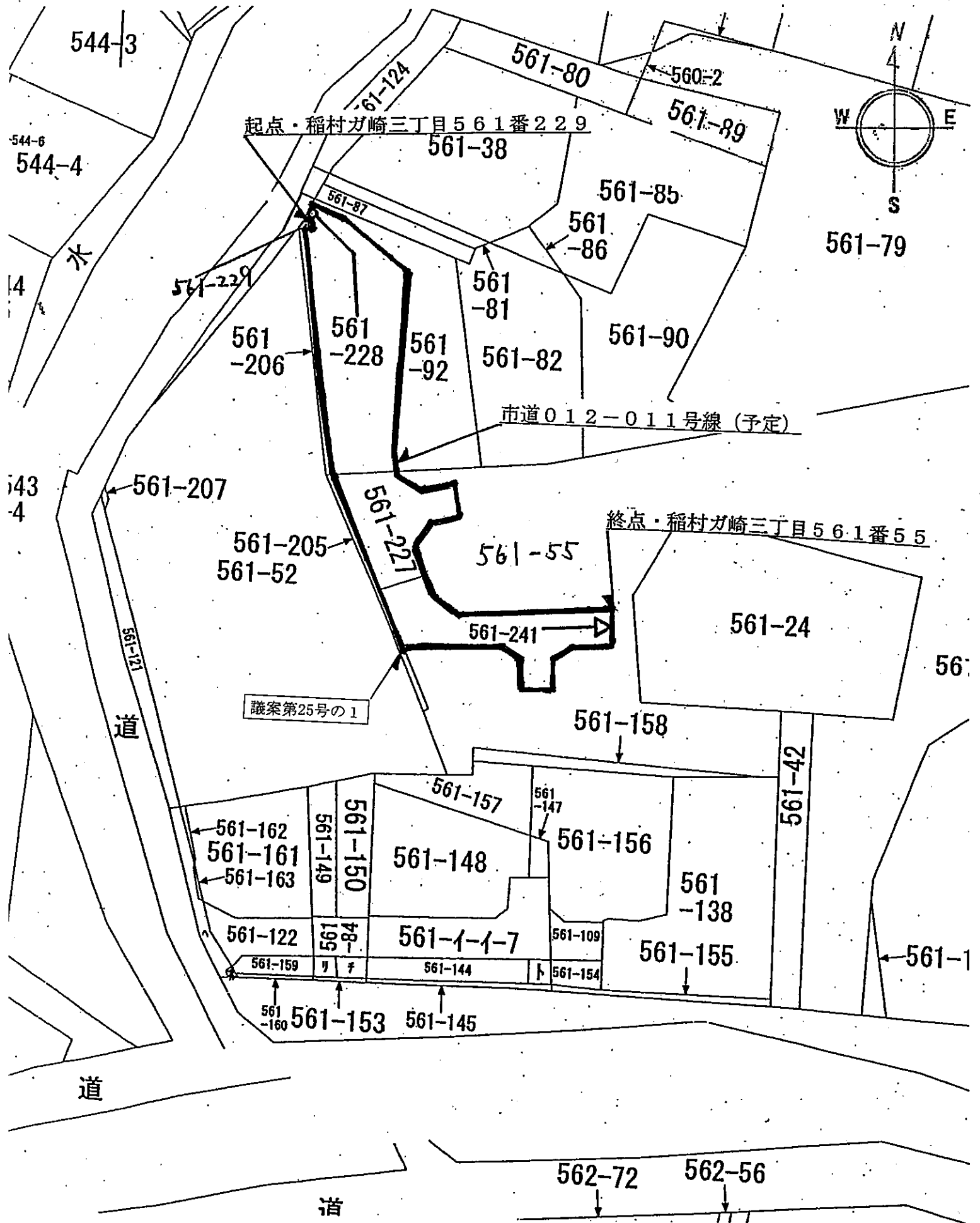
凡例  認定箇所

図面番号 4



公図写

図面番号 4



案内図

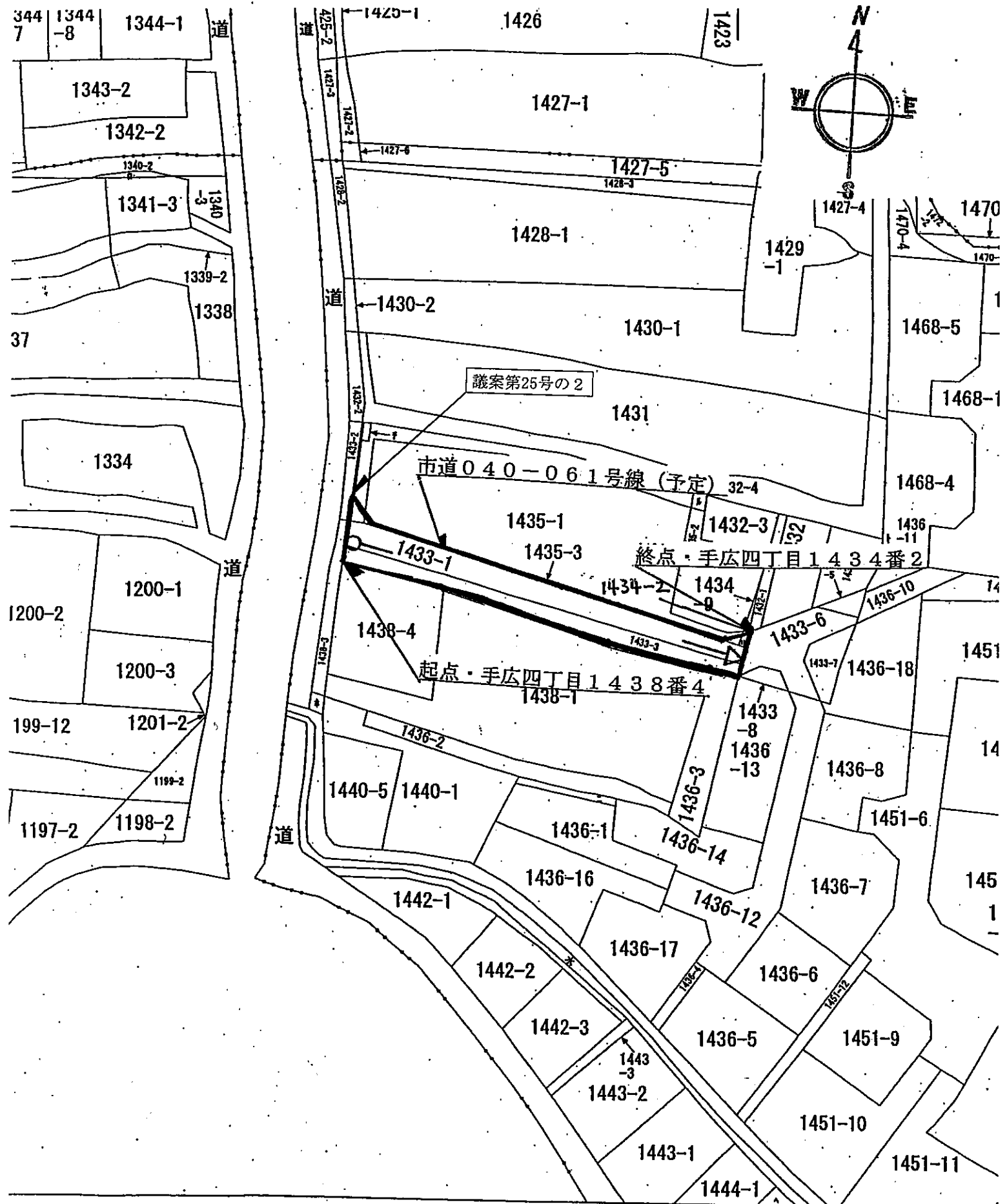
図面番号 5

凡例  認定箇所



公図写

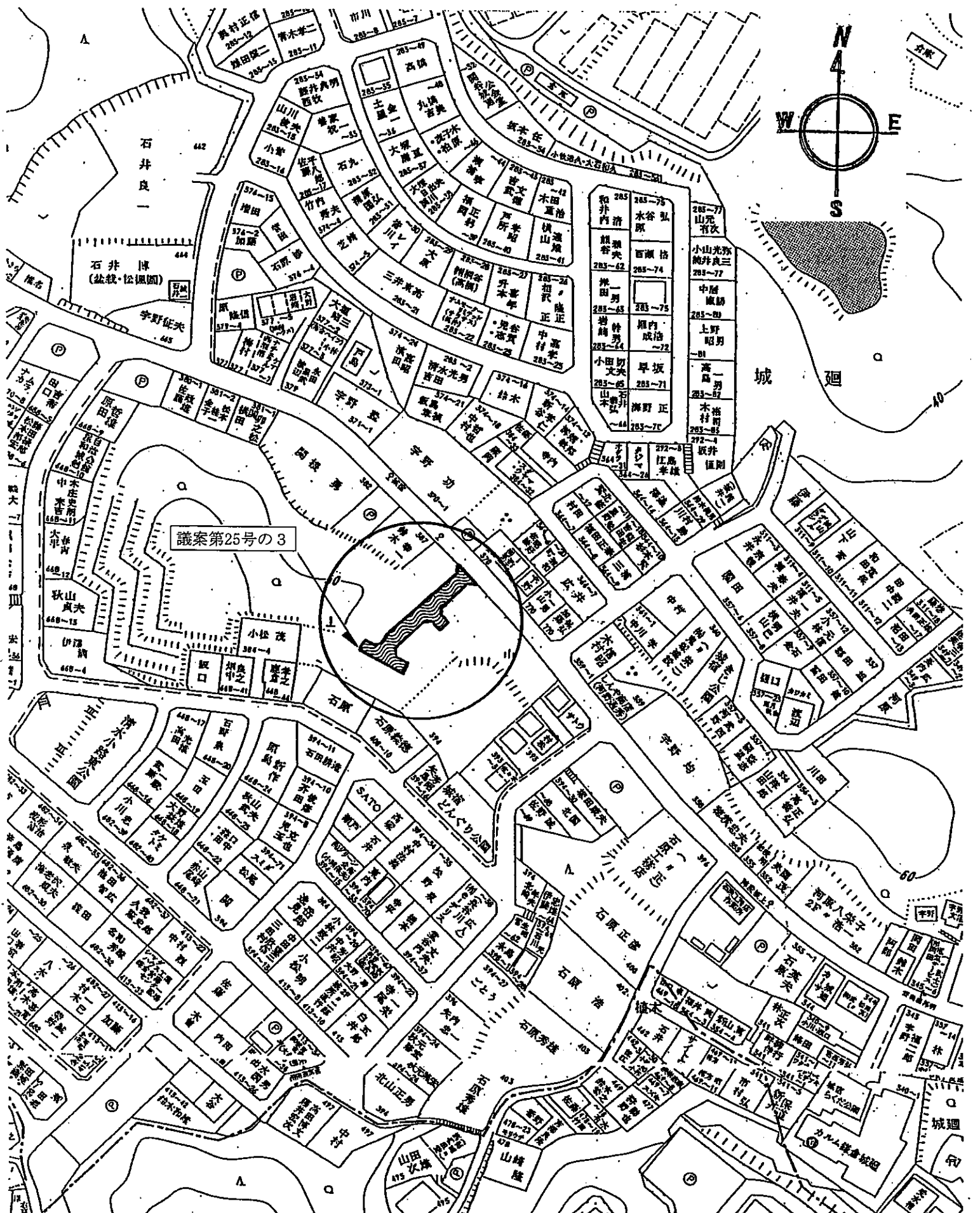
図面番号 5



案内図

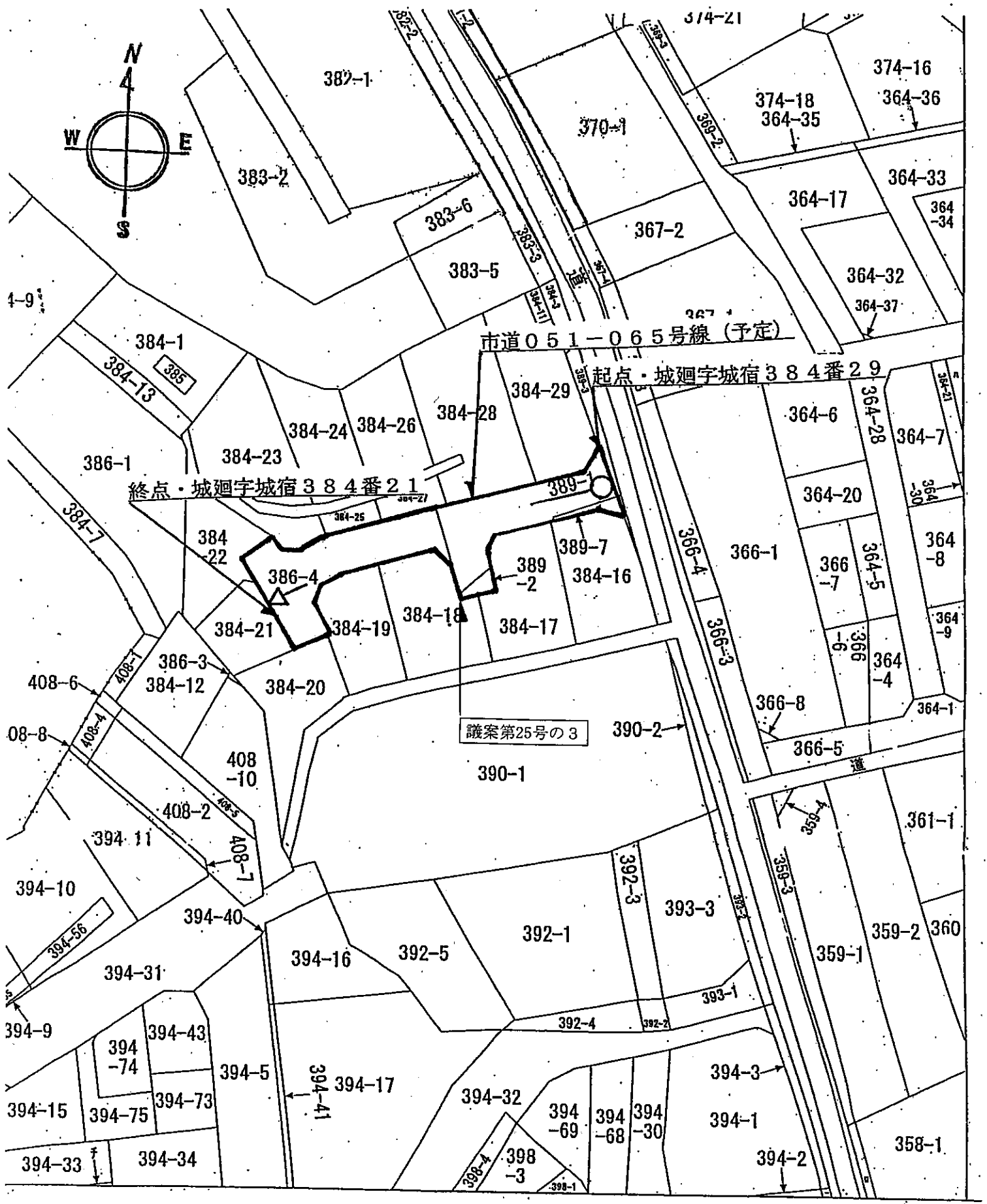
図面番号 6

凡例  認定箇所



公図写

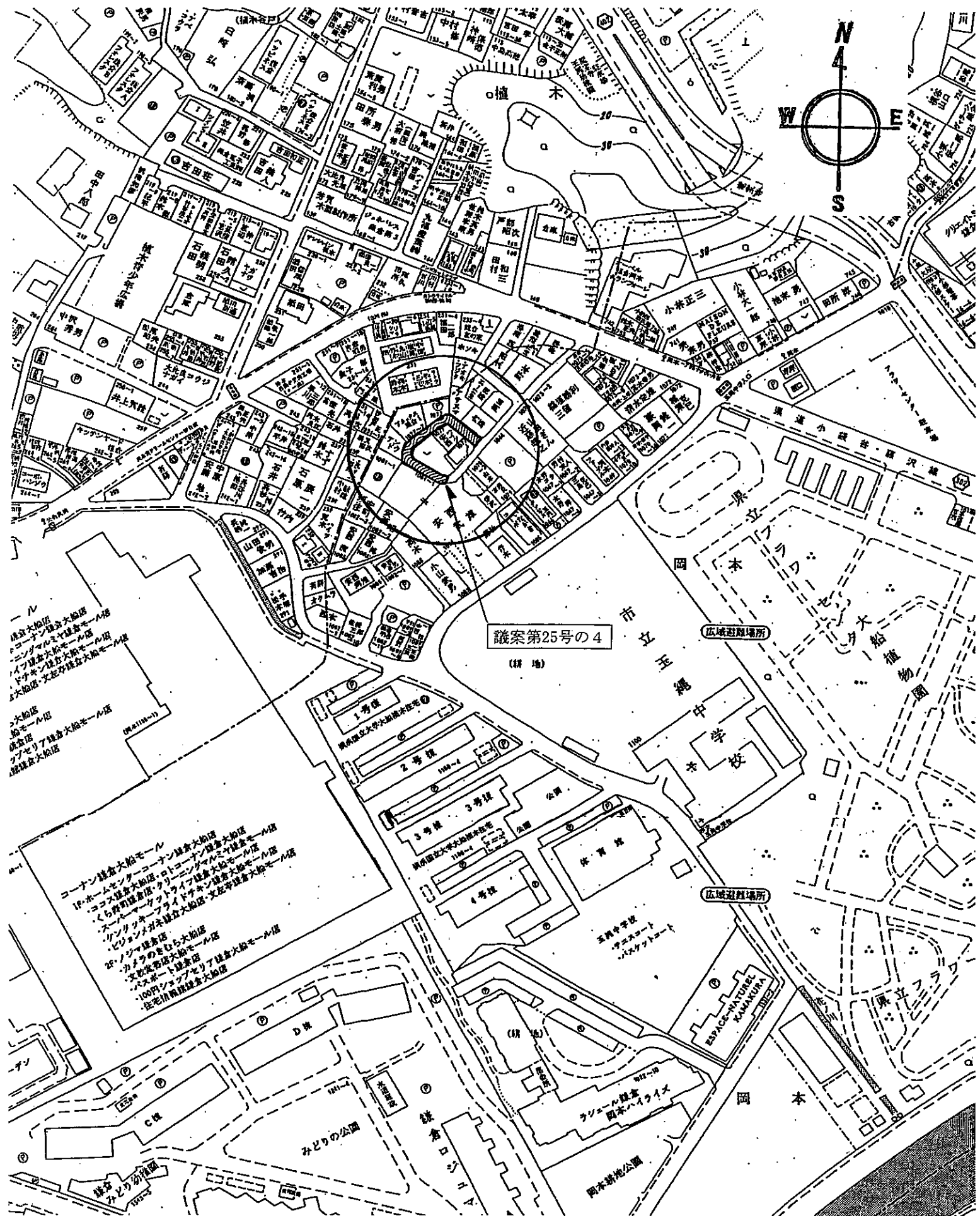
図面番号 6



案内図

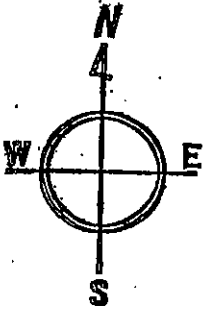
図面番号 7

凡例  認定箇所



公図写

図面番号 7

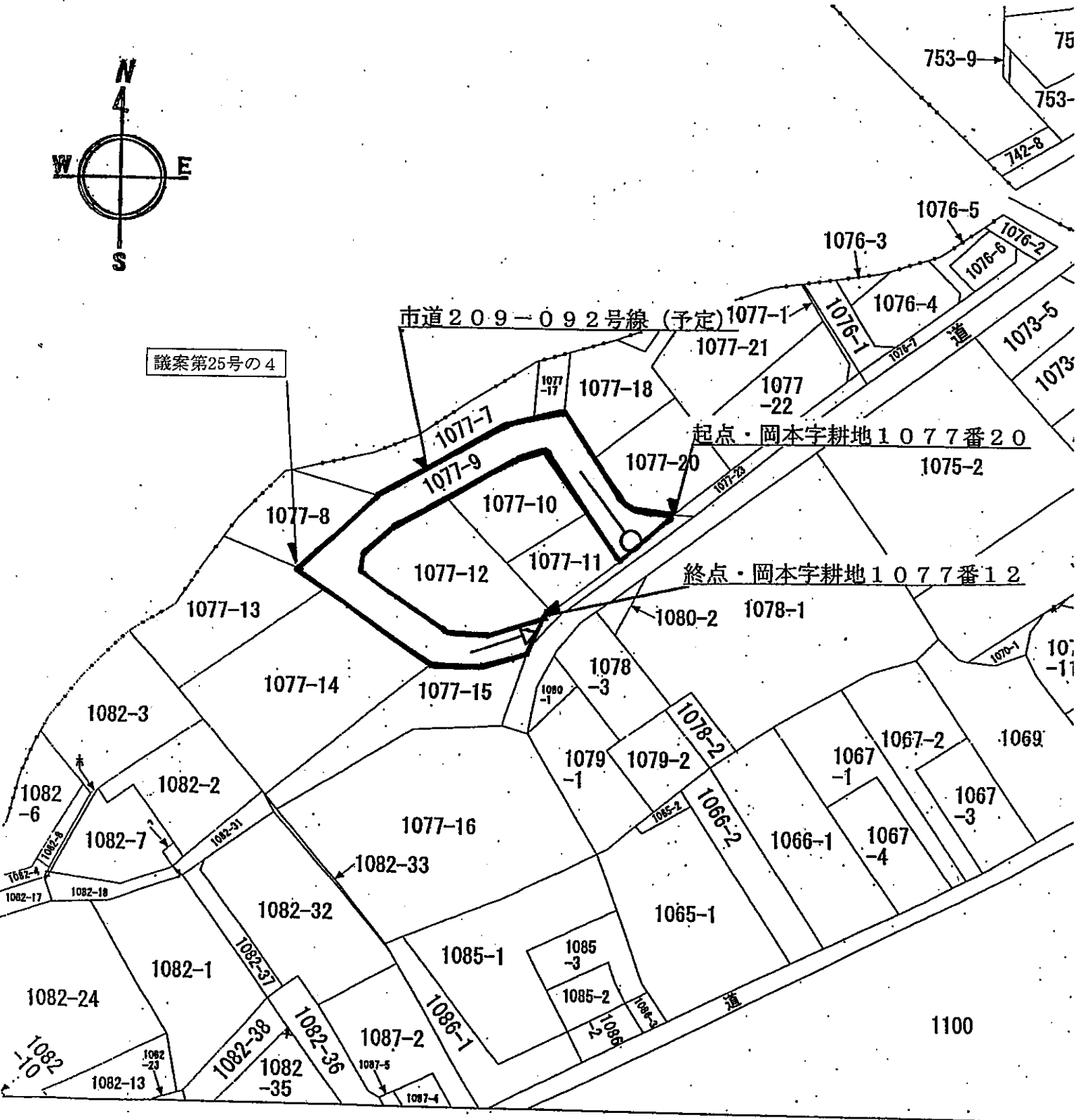


議案第25号の4

市道209-092号線(予定)

起点・岡本字耕地1077番20

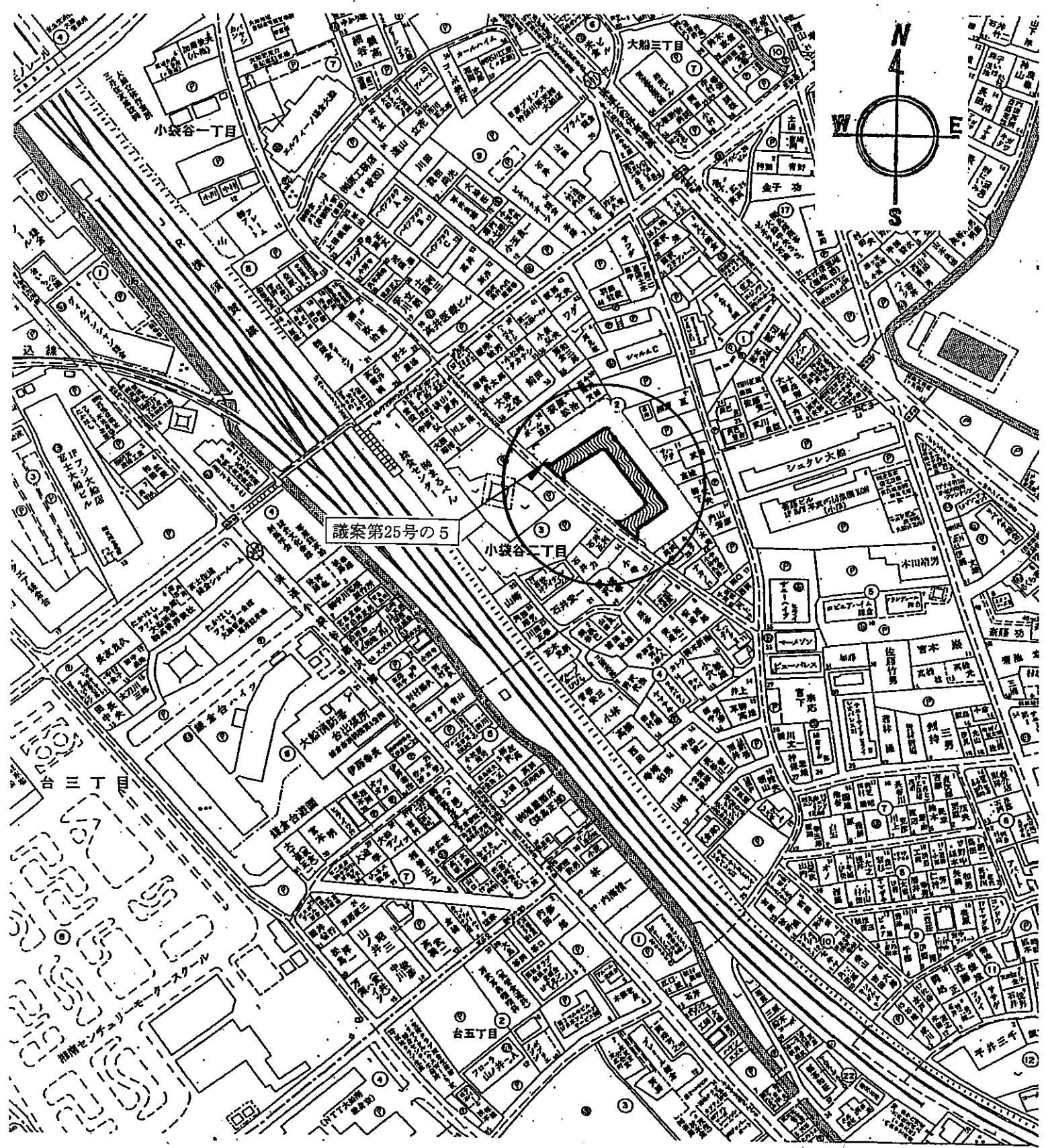
終点・岡本字耕地1077番12



案内図

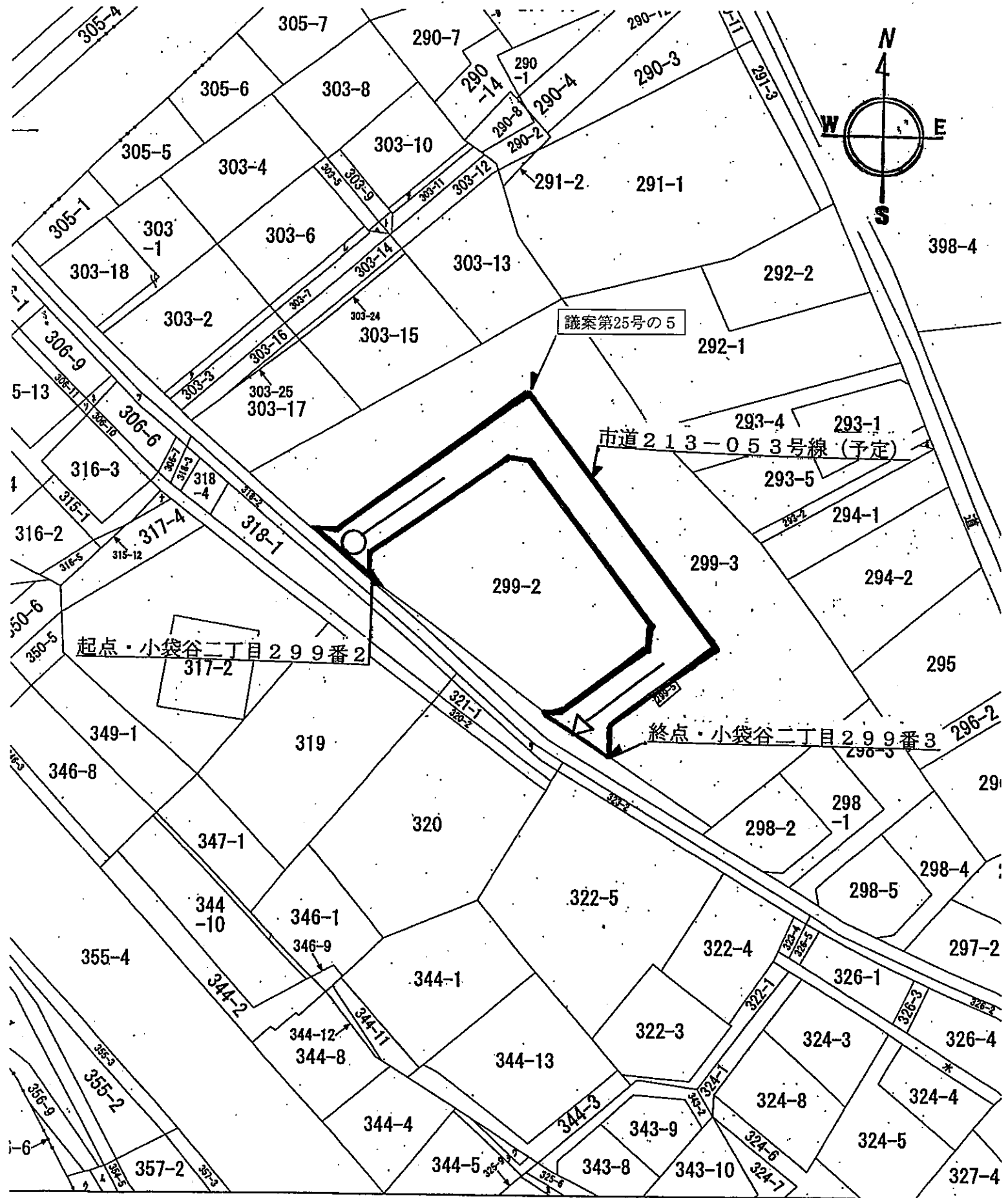
図面番号 8

凡例  認定箇所



公図写

図面番号 8



議案第 26 号

工事請負契約の締結について

本市は、平成24年度腰越漁港改修整備工事について、一般競争入札の方法により、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

平成24年 9 月 5 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- 1 工 事 名 称 平成24年度腰越漁港改修整備工事
- 2 工事施行位置 鎌倉市腰越二丁目 9 番先
- 3 契 約 金 額 332,304,000円
- 4 請 負 契 約 者 横浜市西区北幸二丁目 8 番19号
西松建設株式会社 横浜営業所
所長 手塚 裕紀

「参 考」

工 事 請 負 仮 契 約 書

工 事 名 称	平成24年度腰越漁港改修整備工事											
工 事 場 所	鎌倉市腰越二丁目9番 先											
請 負 代 金 額	¥	3	3	2	3	0	4	0	0	0	0	0
	うち取引に係る 消費税額及び 地方消費税額	¥	1	5	8	2	4	0	0	0	0	0
解体工事に 要する費用等	別紙のとおり											
契約の履行保証	鎌倉市工事請負契約約款第5条による（役務的保証）											
か し 担 保 期 間	完成引渡しの日から起算して 2 年 間											
<p>この仮契約書は、鎌倉市議会の議決を経たとき本契約書に切り変わるものとします。 この場合発注者は、議決された旨の通知書を受注者に送付し、工事期間については、当該通知書に記載のとおりとします。 ただし、受注者（共同企業体の場合はその構成員を含む。）が本契約締結までの間に地方自治法施行令第167条の4若しくは第167条の11の規定に基づく入札参加資格の制限を受けた場合又は鎌倉市入札指名停止等取扱基準に基づく指名停止等の措置を受けた場合には、この契約は解除し本契約を締結しないものとします。 この場合において、発注者に損害が生じたときは、受注者はこれを賠償するものとし、受注者に損害が発生した場合は、受注者は発注者に賠償請求できないものとします。</p>												

上記の工事について発注者を「鎌倉市」とし、受注者を「西松建設株式会社 横浜営業所」とし、鎌倉市工事請負契約約款の定めるところにより、工事請負仮契約を締結します。

この契約を証するため、本書2通を作成し、発注者と受注者は記名押印のうえ各自1通を保有します。

平成 24 年 8 月 10 日

発注者 鎌倉市御成町18番10号
 鎌倉市
 市長 松 尾 崇 ㊟

受注者 横浜市西区北幸二丁目8番19号
 西松建設株式会社 横浜営業所
 所長 手塚 裕紀 ㊟

(別紙)

解体工事に要する費用等

(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)の場合)

1 分別解体等の方法

工程	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	①仮設	仮設工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 □有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

2 解体工事に要する費用

(受注者の見積金額)

(注) 解体工事の場合のみ記載する

円 (税込)

3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

(特定建設資材廃棄物について記載されていればよい)

別紙のとおり

4 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

(受注者の見積金額)

¥9,774,540 円 (税込)

別紙

特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート塊	前田道路(株) 横浜合材工場	横浜市栄区上郷町1563-30

- ※ 受注者が選択した施設を記載 (品目ごとに複数記入可)
- ※ 特定建設資材廃棄物 (コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材) について記載する。

議案第 27 号

不動産の取得について

国指定史跡北条氏常盤亭跡用地を次のとおり取得するものとする。

平成24年9月5日提出

鎌倉市長 松尾 崇

1 取得土地

所在地番	地目	公簿面積	取得面積
鎌倉市常盤字殿入下588番4外3筆	山林	24,430㎡ (約7,392.4坪)	24,431.88㎡ (約7,392.4坪)

(別紙一覧表のとおり)

2 取得価格 158,596,009円

3 所有者

[REDACTED]

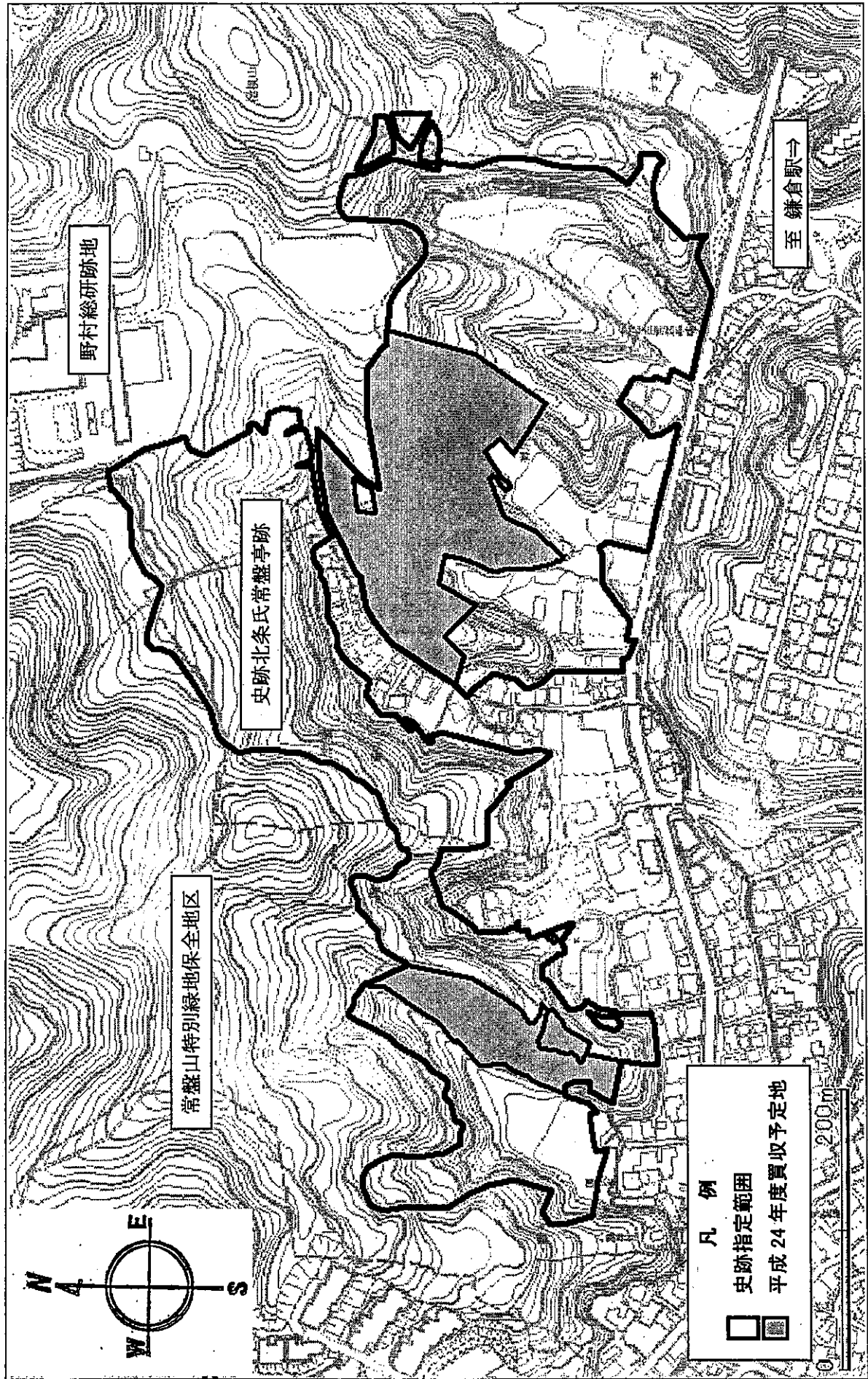
[REDACTED]

(別紙一覧表のとおり)

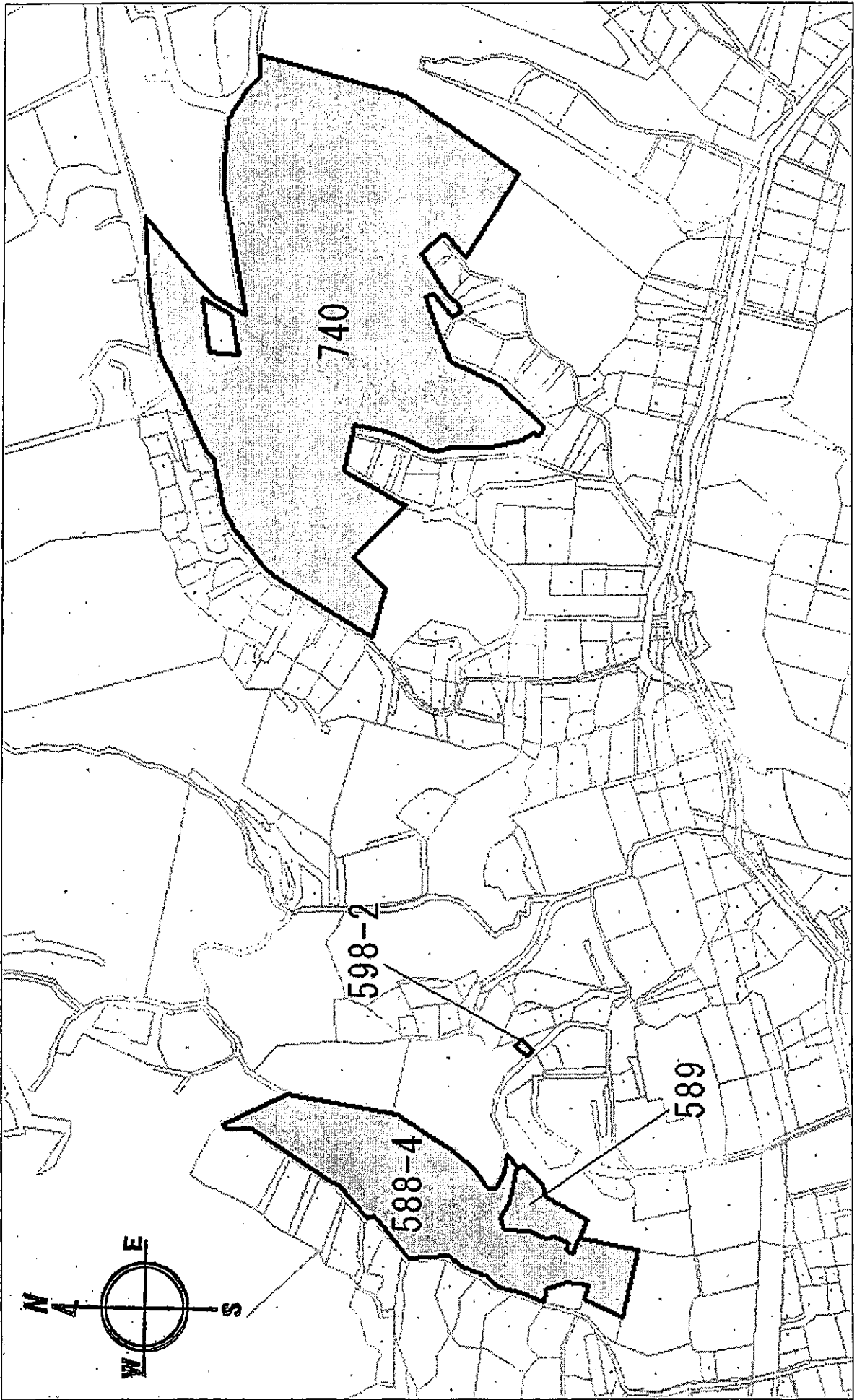
別紙一覧表

所在地番	地目	公簿面積 (㎡)	取得面積 (㎡)	所有者住所	所有者名	持分
鎌倉市常盤 字殿入下588番4	山林	5,246	5,246.85	[Redacted]	[Redacted]	60分の25
				[Redacted]	[Redacted]	60分の5
				[Redacted]	[Redacted]	60分の10
				[Redacted]	[Redacted]	60分の10
				[Redacted]	[Redacted]	60分の2
				[Redacted]	[Redacted]	60分の2
				[Redacted]	[Redacted]	60分の2
				[Redacted]	[Redacted]	60分の2
				[Redacted]	[Redacted]	60分の2
鎌倉市常盤 字殿入下589番	山林	1,236	1,236.00	[Redacted]	[Redacted]	60分の25
				[Redacted]	[Redacted]	60分の5
				[Redacted]	[Redacted]	60分の10
				[Redacted]	[Redacted]	60分の10
				[Redacted]	[Redacted]	60分の2
				[Redacted]	[Redacted]	60分の2
				[Redacted]	[Redacted]	60分の2
				[Redacted]	[Redacted]	60分の2
[Redacted]	[Redacted]	60分の2				
鎌倉市常盤 字殿入下598番2	山林	44	44.25	[Redacted]	[Redacted]	
鎌倉市常盤 字御所ノ内740番	山林	17,904	17,904.78	[Redacted]	[Redacted]	
合計 4筆		24,430	24,431.88			

国指定史跡北条氏常盤亭跡 案内図




国指定史跡北条氏常盤亭跡 地番図



議案第 28 号

緑地管理に起因する事故による市の義務に属する
損害賠償の額の決定について




平成24年5月3日、で発生した
緑地管理に起因する事故に係る損害賠償の額を次のとおり定める。

平成24年9月5日提出

鎌倉市長 松 尾 崇


1 損害賠償の額 540,450円

2 損害賠償の相手方



議案第 29 号

緑地管理に起因する事故による市の義務に属する
損害賠償の額の決定について

平成24年5月26日、で発生した緑地管理に起因する事故に係る損害賠償の額を次のとおり定める。


平成24年9月5日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- 1 損害賠償の額 47,250円
- 2 損害賠償の相手方 


議案第 30 号

市有地管理に起因する事故による市の義務に属する
損害賠償の額の決定について




平成24年6月19日、で発生した市有地
管理に起因する事故に係る損害賠償の額を次のとおり定める。

平成24年9月5日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 損害賠償の額 66,465円

2 損害賠償の相手方

- 議案第 31 号 平成23年度鎌倉市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 32 号 平成23年度鎌倉市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 33 号 平成23年度鎌倉都市計画事業大船駅東口市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 34 号 平成23年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 35 号 平成23年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 36 号 平成23年度鎌倉市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 37 号 平成23年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

上記の平成23年度鎌倉市一般会計及び特別会計歳入歳出決算を別添の付属書類及び監査委員の意見を付けて、地方自治法第233条第3項の規定により、市議会の認定に付する。

平成24年9月5日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

「参考」

本議案に添付する書類

- 1 決算書
- 2 付属書（平成23年度鎌倉市歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書）
- 3 主なる施策の成果報告書
- 4 監査委員の決算等審査意見書

議案第 38 号

鎌倉市公共施設再編計画策定委員会条例の制定
について

鎌倉市公共施設再編計画策定委員会条例を次のように定める。

平成24年 9 月 5 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

鎌倉市公共施設再編計画の策定に関し、必要な事項を調査審議する鎌倉市公共施設再編計画策定委員会を、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関として定めるものである。

鎌倉市公共施設再編計画策定委員会条例

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、本市の公共施設の再編を効果的かつ効率的に推進するため、公共施設再編計画の策定に関し必要な事項を調査審議する鎌倉市公共施設再編計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験を有する者、公共的団体が推薦する者又は市職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第3条 委員の任期は、委員会の所掌事項の処理が終わるまでの期間とする。

2 前条第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱され、又は任命された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 39 号

鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン策定委員会
条例の制定について

鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン策定委員会条例を次のよ
うに定める。

平成24年 9 月 5 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

鎌倉市深沢地区まちづくりガイドラインの策定に関し、必要な事
項を審議する鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン策定委員会を、
地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関として定め
るものである。

鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン策定委員会条例

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン（以下「まちづくりガイドライン」という。）を策定するため、鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、鎌倉市深沢地区にある市有地及び東日本旅客鉄道株式会社鎌倉総合車両センター等を中心とする規則で定める区域のまちづくりの指針となるまちづくりガイドラインの策定に関し必要な事項を審議するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者又は知識経験を有する者
- (2) 前条の規則で定める区域内の土地を所有する者
- (3) 公共的団体が推薦する者
- (4) 市民

(任期)

第4条 委員の任期は、委員会の所掌事務の処理が終わるまでの期間とする。

2 前条第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 40 号

鎌倉市名誉市民条例等の一部を改正する条例の
制定について

鎌倉市名誉市民条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年9月5日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

諮問機関等に係る委員としての市議会議員の参加について、法律により議員参加が義務付けられている3機関を除き、参加しないこととするための、必要な整備を行うものである。

鎌倉市名誉市民条例等の一部を改正する条例

(名誉市民条例の一部改正)

第1条 鎌倉市名誉市民条例(昭和26年10月条例第43号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「市議会議員及び」を削る。

(消防賞慰金及び殉職者特別賞慰金条例の一部改正)

第2条 鎌倉市消防賞慰金及び殉職者特別賞慰金条例(昭和28年3月条例第16号)の一部を次のように改正する。

第7条中「、市議会総務常任委員長」を削る。

(市有財産評価審査会条例の一部改正)

第3条 鎌倉市市有財産評価審査会条例(昭和29年4月条例第12号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「市議会議員及び」を削る。

(住居表示審議会条例の一部改正)

第4条 鎌倉市住居表示審議会条例(昭和38年3月条例第18号)の一部を次のように改正する。

第5条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第6条第1項中「前条第3号」を「前条第2号」に改める。

(防災会議条例の一部改正)

第5条 鎌倉市防災会議条例(昭和38年7月条例第29号)の一部を次のように改正する。

第3条第5項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、「委嘱」を「委嘱し、」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、同条第6項中「前項第8号及び第9号」を「前項第7号及び第8号」に改める。

(生活環境整備審議会条例の一部改正)

第6条 鎌倉市生活環境整備審議会条例(昭和39年6月条例第29号)の一部を次のように改正する。

第5条中「市議会議員及び」を削る。

(観光審議会条例の一部改正)

第7条 鎌倉市観光審議会条例(昭和49年4月条例第3号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項中第1号を削

り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

(財政審議会条例の一部改正)

第8条 鎌倉市財政審議会条例(昭和50年6月条例第3号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

(学区審議会条例の一部改正)

第9条 鎌倉市学区審議会条例(昭和53年4月条例第1号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

(廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例の一部改正)

第10条 鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例(平成4年12月条例第8号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

(緑の保全及び創造に関する条例の一部改正)

第11条 鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例(平成9年7月条例第5号)の一部を次のように改正する。

第6条第5項中「、市議会議員」を削る。

(市営住宅条例の一部改正)

第12条 鎌倉市営住宅条例(平成9年9月条例第7号)の一部を次のように改正する。

第8条第4項中「市議会議員及び」を削る。

(都市交流推進委員会条例の一部改正)

第13条 鎌倉市都市交流推進委員会条例(平成24年2月条例第23号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

(総合計画条例の一部改正)

第14条 鎌倉市総合計画条例(平成24年6月条例第1号)の一部を次のように改正する。

第5条第5項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 41 号

鎌倉市暴力団排除条例の一部を改正する条例の
制定について

鎌倉市暴力団排除条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年9月5日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正に伴い、引用条項の整備を行うものである。

鎌倉市暴力団排除条例の一部を改正する条例

鎌倉市暴力団排除条例（平成23年10月条例第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「第32条の2第1項」を「第32条の3第1項」に改める。

付 則

この条例は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第53号）の施行の日から施行する。

議案第 42 号

鎌倉市障害児活動支援センター条例の一部を
改正する条例の制定について

鎌倉市障害児活動支援センター条例の一部を改正する条例を次の
ように定める。

平成24年9月5日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

鎌倉市障害児活動支援センターにおいて、児童福祉法の規定によ
る放課後等デイサービス等の事業を実施することを定めるものであ
る。

鎌倉市障害児活動支援センター条例の一部を改正する条例

鎌倉市障害児活動支援センター条例（平成19年3月条例第34号）の一部を次のように改正する。

第1条中「この条例は」の次に「、障害児の生活能力の向上及び社会との交流の促進を図るとともに」を加え、「し、障害児等及びその家族の福祉の増進に資」を削る。

第3条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2第4項に規定する放課後等デイサービス（以下「放課後等デイサービス」という。）

第7条を次のように改める。

（利用対象者）

第7条 センターの利用（第3条第1号及び第2号に掲げる事業に関する利用に限る。）をすることができる者は、次の各号のいずれかに該当する障害児等であって、本人及びその保護者が市内に住所を有するものとする。

- (1) 法第21条の5の7第9項の規定により交付された通所受給者証（放課後等デイサービスに係る通所給付決定を受けた通所受給者証に限る。）に記載された児童であって、その保護者が指定管理者とセンターの利用（第3条第1号に掲げる事業に関する利用に限る。）に係る契約を締結したもの
- (2) 市長が、別に定める基準により第3条第2号に規定する事業の利用が必要であると認めた者

第8条第1項中「前条に規定する利用をしようとする者」を、「センターを利用しようとする者（前条第2号に規定する者に限る。）」に改める。

第9条及び第10条を次のように改める。

（利用料金）

第9条 指定管理者は、センターを利用する者又はその保護者からセンターの利用に係る料金として次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を徴収する。

- (1) 第7条第1号に該当する児童 法第21条の5の3第2項第2号に規定する額及び同条第1項に規定する通所特定費用の額（実費を超えない範囲内において指定管理者が定める額とする。）の合計額
- (2) 第7条第2号に該当する者 別表に定める額の範囲内で、市長の承認を得て指定管理者が定めた額

(利用の制限)

第10条 指定管理者は、センターを利用する者が次の各号のいずれかに該当するときは、センターを利用させないことができる。

- (1) 感染性疾患があるとき。
- (2) その他センターの管理上支障があると認められるとき。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第9条の規定は、施行日以後の期間に係る利用料金について適用し、施行日の前日までの期間に係る利用料金については、なお従前の例による。

議案第 43 号

鎌倉市子ども会館条例の一部を改正する条例の
制定について

鎌倉市子ども会館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年9月5日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

鎌倉市第一子ども会館の設置に伴い、名称及び位置について定めるものである。

鎌倉市子ども会館条例の一部を改正する条例

鎌倉市子ども会館条例（昭和45年6月条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

鎌倉市二階堂子ども会館	鎌倉市二階堂912番地1	を に改める。
鎌倉市二階堂子ども会館	鎌倉市二階堂912番地1	
鎌倉市第一子ども会館	同 由比ガ浜二丁目9番13号	

付 則

この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第 44 号

鎌倉市子どもの家条例の一部を改正する条例の
制定について

鎌倉市子どもの家条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年9月5日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

鎌倉市だいいち子どもの家「うみがめ」の移転に伴い、位置及び定員について改めるものである。

鎌倉市子どもの家条例の一部を改正する条例

鎌倉市子どもの家条例（昭和50年6月条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1 鎌倉市だいいち子どもの家「うみがめ」の項中「同 由比ガ浜二丁目7番21号」を「同 由比ガ浜二丁目9番13号」に、「45人」を「80人」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第 45 号

鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年9月5日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

事業系ごみの分別の徹底を図ることを目指し、事業系ごみに係る受入拒否等の措置について定めるとともに、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、必要な整備を行うものである。

鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例の一部を改正する条例

鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例（平成4年12月条例第8号）の一部を次のように改正する。

目次中「第35条・第36条」を「第35条—第37条」に改める。

第16条第1項中「とする」の次に「。以下「多量排出事業者」という」を加え、同条第2項中「事業者」を「多量排出事業者」に改め、同条第3項中「第1項に規定する事業者」を「多量排出事業者」に、「当該事業者」を「当該多量排出事業者」に改め、同条第4項中「事業者」を「多量排出事業者」に改める。

第19条中「土地又は建物の」を「土地又は建物（事業者が事業の用に供する土地又は建物を除く。）の」に、「の一般廃棄物」を「から排出される一般廃棄物（以下「家庭系一般廃棄物」という。）」に改める。

第20条中「一般廃棄物」の次に「（以下「事業系一般廃棄物」という。）」を、「責任において」の次に「、生活環境の保全上支障のない方法により、適正に」を加える。

第21条の2の見出し中「一般家庭から排出された」を「家庭系」に改め、同条第1項中「一般家庭から排出された」を「排出された家庭系一般廃棄物のうち」に改め、同条を第21条の3とし、第21条の次に次の1条を加える。

（家庭系一般廃棄物の排出）

第21条の2 占有者等は、家庭系一般廃棄物を本市が定めた処理計画に従い、適正に分別して排出しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

第22条中「事業活動に伴って発生した一般廃棄物」を「事業系一般廃棄物」に改め、後段を削り、同条の次に次の5条を加える。

（事業系一般廃棄物の排出）

第22条の2 事業系一般廃棄物を排出する事業者（以下「排出事業者」という。）は、事業系一般廃棄物を本市が定めた処理計画に従い、適正に分別して排出しなければならない。

（排出事業者に対する勧告及び命令）

第22条の3 市長は、排出事業者が前条の規定を遵守していないと認めるときは、当該排出事業者に対し、改善その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 市長は、前項に規定する勧告を受けた排出事業者が当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 市長は、第1項に規定する勧告を受けた排出事業者が、前項の規定により当該勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由がなく当該勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該排出事業者に対し、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(排出事業者に対する受入拒否)

第22条の4 市長は、排出事業者が前条第3項の規定による命令に従わないときは、期限を定めて、当該排出事業者が排出する事業系一般廃棄物の受入れを拒否することができる。

(事業系一般廃棄物の搬入)

第22条の5 事業系一般廃棄物を市長の指定する処理施設等に搬入する事業者(排出事業者からその収集、運搬又は処分の委託を受けた者を含む。以下「搬入事業者」という。)は、当該事業系一般廃棄物を搬入する場合には、規則で定める受入基準に従わなければならない。

(搬入事業者に対する受入拒否)

第22条の6 市長は、搬入事業者が前条の受入基準に従わないときは、当該搬入に係る事業系一般廃棄物の受入れを拒否することができる。

第26条中「事業活動に伴って発生した」を「事業系一般廃棄物のうち」に、「市の処理施設に搬入」を「排出」に改める。

第31条中「同条第8項」を「同条第9項」に改める。

第36条を第37条とし、第35条の次に次の1条を加える。

(技術管理者)

第36条 法第21条第3項の規定による条例で定める技術管理者の資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。)
 - (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であつて、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
 - (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第8条の17第2号イからチまでに掲げる者
 - (4) 前3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者
- 別表第1取扱区分の欄中「一般家庭」を「家庭」に、「処理施設」を「処理施設等」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第22条の改正規定（後段を削る部分に限る。）及び同条の次に5条を加える改正規定は、平成25年1月1日から施行する。

議案第 46 号

鎌倉市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に
関する条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の
一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年 9 月 5 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

平成24年10月14日以降も、給料等の削減を継続するために必要な
措置をとるものである。

鎌倉市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の
一部を改正する条例

鎌倉市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和27年12月条例第44号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成22年4月1日から平成24年10月13日までの間」を「平成21年11月1日に市長であった者の任期に係る在職期間」に改める。

付 則

この条例は、平成24年10月14日から施行する。

議案第 47 号

平成24年度鎌倉市一般会計
補正予算（第4号）

平成24年度鎌倉市一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ251,400千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55,097,200千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年9月5日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
55 国庫支出金		5,609,295千円	52,521千円	5,661,816千円
	5 国庫負担金	4,414,978	49,956	4,464,934
	10 国庫補助金	1,162,891	2,565	1,165,456
60 県支出金		2,992,918	42,476	3,035,394
	5 県負担金	1,389,320	24,977	1,414,297
	10 県補助金	1,335,788	17,499	1,353,287
75 繰入金		2,526,795	651	2,527,446
	5 基金繰入金	2,524,795	651	2,525,446
80 繰越金		715,000	149,864	864,864
	5 繰越金	715,000	149,864	864,864
85 諸収入		2,069,488	5,888	2,075,376
	25 雑入	511,431	5,888	517,319
歳 入	合 計	54,845,800	251,400	55,097,200

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
10 総務費		6,443,034千円	47,520千円	6,490,554千円
	5 総務管理費	5,145,046	47,520	5,192,566
15 民生費		18,918,116	125,092	19,043,208
	5 社会福祉費	9,626,610	111,800	9,738,410
	10 児童福祉費	7,560,146	13,292	7,573,438
20 衛生費		5,754,142	43,554	5,797,696
	5 保健衛生費	1,506,811	38,354	1,545,165
	15 環境対策費	291,268	5,200	296,468
45 土木費		7,919,136	35,234	7,954,370
	5 土木管理費	1,443,951	5,700	1,449,651
	10 道路橋りょう費	676,818	10,000	686,818
	20 都市計画費	5,506,613	19,534	5,526,147
歳 出	合 計	54,845,800	251,400	55,097,200

議案第 48 号

平成24年度鎌倉市下水道事業特別会計
補正予算（第2号）

平成24年度鎌倉市下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,400千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,315,900千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年9月5日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
30 繰越金		94,000千円	4,400千円	98,400千円
	5 繰越金	94,000	4,400	98,400
歳 入 合 計		8,311,500	4,400	8,315,900

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
5 総務費		1,791,108円	4,400円	1,795,508円
	5 下水道総務費	1,791,108	4,400	1,795,508
歳 出	合 計	8,311,500	4,400	8,315,900

議案第 49 号

平成24年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計
補正予算（第2号）

平成24年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ81,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17,696,000千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年9月5日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
45 繰越金		20,000千円	81,500千円	101,500千円
	5 繰越金	20,000	81,500	101,500
歳 入	合 計	17,614,500	81,500	17,696,000

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
5 総務費		245,479千円	678千円	246,157千円
	5 総務管理費	140,109	678	140,787
30 諸支出金		13,861	80,822	94,683
	5 償還金利息及び還付加算金	13,861	80,822	94,683
歳 出	合 計	17,614,500	81,500	17,696,000

議案第 50 号

平成24年度鎌倉市介護保険事業
特別会計補正予算（第2号）

平成24年度鎌倉市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,600千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,341,700千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年9月5日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
45 繰越金		5,495千円	4,600千円	10,095千円
	5 繰越金	5,495	4,600	10,095
歳 入	合 計	13,337,100	4,600	13,341,700

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
5 総務費		328,566千円	697千円	329,263千円
	5 総務管理費	328,566	697	329,263
30 諸支出金		5,501	3,903	9,404
	5 償還金及び還付加算金	5,501	3,903	9,404
歳 出 合 計		13,337,100	4,600	13,341,700

報告第 6 号

交通事故による市の義務に属する損害賠償の
額の決定に係る専決処分の報告について

平成24年2月27日、[REDACTED]で発生した、消
防本部大船消防署所属の消防自動車による交通事故に係る損害賠償
の額の決定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成24年9月5日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 損害賠償の額 155,400円

2 損害賠償の相手方 [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

3 処分の日 平成24年6月29日

報告第 7 号



道路管理に起因する事故による市の義務に属する
損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

平成23年3月1日、鎌倉市小町三丁目1番9号先路上で発生した
道路管理に起因する事故に係る損害賠償の額の決定について、次の
とおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成24年9月5日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 損害賠償の額 | 53,979円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | 
 |
| 3 | 処分の日 | 平成24年6月4日 |

継続費の精算報告について

鎌倉市一般会計予算中、大船駅西口ペDESTリアンデッキ等整備事業及び大船駅西口公共広場等整備事業については、継続年度が終了したので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、別紙精算書のとおり報告する。

平成24年9月5日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

平成23年度鎌倉市継続費精算報告書

(一般会計)

款	項	事業名	年度	全体計				実績				比較				
				年割額	左の財源内訳			支出済額	左の財源内訳			年割額と支出済額の差	左の財源内訳			一般財源
					国(県)支出金	地方債	その他		国(県)支出金	地方債	その他		国(県)支出金	地方債	その他	
45 土木費	20 都市計画費	大船駅西口 ペデストリアン デッキ 等整備事業	20	50,000,000	35,500,000	10,800,000	3,700,000	50,000,000	35,500,000	10,800,000	3,700,000	50,423,000	43,000,000	76,577,000	497,423,000	
			21	681,423,000	151,727,000		529,696,000	141,000,000	108,727,000		32,273,000		540,423,000			497,423,000
			22	622,577,000	65,200,000	798,500,000	△ 241,123,000	546,000,000	65,200,000	360,400,000		120,400,000		76,577,000	△ 361,523,000	
			23	117,501,000		88,100,000	29,401,000	730,406,500		530,500,000		199,906,500		△ 612,905,500	△ 170,505,500	
			計	1,471,501,000	252,427,000	897,400,000	321,674,000	1,467,406,500	209,427,000	901,700,000		356,279,500	43,000,000	4,094,500	△ 34,605,500	
			21	50,000,000		17,800,000	32,200,000	50,000,000		15,800,000		34,200,000			2,000,000	△ 2,000,000
			22	213,712,000		67,900,000	145,812,000						213,712,000		67,900,000	145,812,000
			23	268,849,000		56,200,000	212,649,000	440,350,000		141,000,000		299,350,000		△ 171,501,000	△ 84,800,000	△ 86,701,000
			計	532,561,000	141,900,000	141,900,000	390,661,000	490,350,000		156,800,000		333,550,000		42,211,000	△ 14,900,000	57,111,000

報告第 10 号

平成23年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

平成23年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率を別添の監査委員の意見を付けて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により報告する。

平成24年9月5日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	0.4	37.5
(11.61)	(16.61)	(25.0)	(350.0)

備考 () 内は早期健全化基準

「参考」

本報告に添付する書類

監査委員の健全化判断比率等及び資金不足比率等審査意見書

報告第 11 号

平成23年度決算に基づく資金不足比率の報告について

平成23年度決算に基づく資金不足比率を別添の監査委員の意見を付けて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により報告する。

平成24年9月5日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	備 考
下水道事業特別会計	— (20.0)	

備考 () 内は経営健全化基準

「参考」

本報告に添付する書類

監査委員の健全化判断比率等及び資金不足比率等審査意見書

